

子どもの未来をひらく教育改革会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 北九州市教育行政総合計画(いきいき学びプラン)を踏まえ、学校、家庭、地域の果たすべき役割及び市民全体で次代を担う人材を育むあり方について、市民の英知を結集し、幅広い見地から議論し、政策提言を行い、もって本市教育のさらなる発展に資するため、子どもの未来をひらく教育改革会議(以下「教育改革会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 教育改革会議は、教育長の諮問に応じ、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 本市の子どもの教育に関する課題に対して政策提言を行うこと。
- (2) 中長期的な視点からの計画立案及び進捗管理に関し助言すること。

(組織)

第3条 教育改革会議は、委員25名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱し又は任命する。

- (1) 企業関係者
- (2) 市民及び地域の代表
- (3) 学識経験者
- (4) 教育関係者
- (5) その他教育長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(座長)

第4条 教育改革会議に座長を置く。

2 座長は、教育長が指名する者をもって充てる。

3 座長は、教育改革会議を代表し、会務を総理する。

4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、教育長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 教育改革会議は、必要に応じ座長が招集する。

2 教育改革会議は、委員の過半数の出席により開催する。

3 座長は、必要があると認める時は、会議に関係者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(部会)

第 6 条 専門的内容について審議の必要が生じた場合、座長の判断により、部会を置くことができる。

2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(責務)

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第 8 条 教育改革会議の庶務は、教育委員会総務部企画課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、教育改革会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

付 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 18 日から施行する。